

## 研究活動に係る不正行為の防止に関する「誓約書」の取扱いについて

「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 6 条に規定する「誓約書」の内容については、次のとおり取扱い、研究活動における不正行為を行わない旨の「誓約書」を最高管理責任者の学長に提出するものとする。

### 1.根拠について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日決定）の改正を踏まえて取り扱うものとする。

### 2.対象者について

「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に定める研究者等

### 3.誓約内容について

- ① 本学における研究活動を遂行・支援するにあたり、本学が定める次の規程等を遵守すること。
  - ・「久留米大学における学術研究活動に係る行動規範」
  - ・「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」
  - ・「久留米大学競争的研究費等に係る研究費使用マニュアル」
  - ・配分機関の「取扱要領」及び「交付条件」の関連規程
- ② 研究費が国民の税金等を原資とするものであることを十分に理解し、適切に管理するため関係規則等を遵守しなければならない。

研究者は研究費を適切に管理公正かつ効率的に使用すること、研究支援者は研究費が公正かつ効率的に使用されていることの確認を行うこととし、かつ、研究活動及び研究活動の支援上においても不正行為を行わず、加担しないこと。
- ③ 万一不正行為の疑いを受けた場合の自己防衛に資することから、特段の定めがない場合は、研究成果に至る過程を示す客観的で検証可能な研究データ（実験ノートなど文書、電子データ、画像等）を原則、論文発表後10年間（実験試料や標本などについては5年間）保存するものとし、開示を求められたときは、必要に応じ開示すること。
- ④ ①の規程等に違反し、不正行為を行った場合は、本学及び研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。

### 4.提出について

- ① 「誓約書」の提出を求められたときは速やかに提出すること。
- ② 「誓約書」の提出を競争的研究費等の申請の要件とする。
- ③ 「誓約書」の提出は原則として1回限りとするが、誓約の内容等が変更になる旨の通知があった場合は、その都度再提出することとする。
- ④ 新規採用および研究活動に関連する部署等へ異動した場合は随時提出することとする。
- ⑤ 未提出の場合は、競争的研究費等の運営・管理に関わることができないこととする。
- ⑥ 事務担当部署及び提出先：産学官連携推進室

### 5.適用日について

平成 28 年 5 月 1 日から

以上